

一 社令ハ一ヶ月以内ニ支給スルコト  
 組シ家持手當トシテ各三回ヲ別ニ支給スルコト  
 一 船夫ハ營業上船主ノ命令ニ服従シ誠意トシ膏ルコト  
 一 船夫ニシテ破廉取納刑罰ニ能ルハ如キ行為アリタルトキ  
 八船主ハ労働組合ニ通知ノ上解雇スルコトヲ得  
 一 株式会社鐵道水組ハ多額費用トシテ全一封(内容二百八十四頁)  
 ヲ贈呈スルコト

以上

右及申(通)報候也

77/10/17

昔秋第一。八六編

昭和六年三月二十五日

警視廳農林部 告

内務大臣 安達謙藏 殿

労働組合 局長 官殿

6. 3. 28  
2805

發生ニ一人解決三二一  
 使用労働者  
 爭議参加  
 関係労働組合

武蔵衛生組合労働爭議ニ関スル件 發上書解決

要旨 武蔵衛生組合労働爭議ニ関スル件 發上書解決

標記組合ニ於テハ取果不況ニ伴ヒ経営困難ニ陥リ為ニ本月十九  
 日従業員鮮人捕萬用外五名ニ對シ解雇言渡ヲ為シタルニ端ヲ發  
 シ爭議ヲ惹起シタル口具ノ状況左記ノ通

一 事業發生場所 東京府下渋谷町原五番地  
 一 名 稱 武蔵衛生組合(組合長谷頭文太郎)